

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

～保険料の未納を防ぎましょう～

失業や収入の減少などにより保険料の納付が難しくなったとき、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができなくなってしまいます。

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合には、ご本人の申請により「免除」または「猶予」を受けられる場合があります。

※学生の方はこの制度を利用できません。「学生納付特例制度」を利用してください。⇒広報誌5月号掲載

○保険料免除制度とは・・・

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除となります。

なお、一部免除は減額された保険料を納めないと未納期間となりますので必ず納めてください。

○納付猶予制度とは・・・

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

○手続きを行うことができる期間は？

令和2年度の免除等の申請受付は『令和2年7月1日』から開始

国民年金保険料の免除や納付猶予の年度は、7月から翌年6月までを期間とし、前年所得にて審査されます。

※保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）は、さかのぼって免除等の申請ができます。（例えば、令和2年7月に申請すると平成30年6月分の保険料までさかのぼれます。）

○手続きを行うメリット

国民年金保険料を免除された期間についても、資格期間に反映され、老齢年金を受け取ることができます。

ただし、全額納付したときに比べると減額されることとなります（40年間全額免除の場合、満額の1/2が支給となります。）しかし、未納の場合や納付猶予に対して追納をしていない場合は受け取ることができません。また、保険料の免除・納付猶予を受けている期間中に死亡または、障害を負った場合は、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

なお、保険料の「免除」「納付猶予」「未納」の違いは、下の表をご覧ください。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○	○
一部納付(※)	○	○	○
納付猶予・学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※一部納付の場合、保険料の一部を納付しなければ、未納と同じ扱いとなります。

○免除・納付猶予の申請をする際は

住民生活課の国民年金担当窓口または年金事務所まで個人番号が基礎年金番号の分かるものをお持ちください。

また、退職（失業）により申請をされる方は、退職（失業）したことを確認できる書類（雇用保険受給者証や雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し）をお持ちください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより免除申請が可能となりました。

対象となる方	1.令和2年2月以降に業務が失われた等により収入が減少した場合 2.令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が全額免除相当や一部免除基準相当に該当する場合
対象期間	令和2年2月分から6月分まで（※令和2年7月分以降は改めて申請が必要です）
必要書類	1.国民年金保険料免除・納付猶予申請書 2.所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812